報

○企業管理規程

目

次

山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程

毎週火・金曜日発行

3月31日

山口県企業管理規程第四号 山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

П

平成二十六年三月三十一日

Щ

山口県公営企業管理者 弘 中 勝 久

山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局財務規程(昭和四十年山口県企業管理規程第七号)の一部を次のように

十六条」を「・第百三十五条」に、「第七章 予算」 目次中「第一節 通則 (第十五条—第十七条)」を「第一節 を 「第六章の二 引当金 (第百三 第七章 予算 削除」に、「 ―第百三

第八章 経理状況の報告及び決算

十六条) ĺĆ 第一節 決算 (第百四十六条—第百四十九条)」 経理状況の報告 (第百四十五条) を「第八章

(第百四十五条―第百四十九条)」 に改める。

第二節

第五条中「企業出納員」を「課長及び所長」に改める。

第八条第一項中「会計伝票については勘定科目別に、仕訳日計表及び証拠となるべき

平成 26 年 (月曜日)

第九条第一項各号を次のように改める。

総勘定元帳 予算執行整理簿

書類については日付順に、それぞれ」を「それぞれ日付順に」に改め、同条第二項を削

五 有価証券整理簿

兀

別段預金収入支出整理簿

小切手用紙受払整理簿

企業債台帳

第十条中「前条第一項第三号、 固定資産台帳 貯蔵品保管簿

号」に改める。 第四号及び第十号」を「前条第一項第二号及び第七

第十四条を次のように改める。

第十四条 企業出納員は、整理済みの予算科目又は勘定科目に誤りを発見したときは、 (科目の更正) 第五条の規定にかかわらず、直ちに振替伝票を発行し、これを更正しなければならな

第三章第一節を次のように改める。 削除

第一節

第十五条から第十七条まで

第十八条を次のように改める。

(調定)

第十八条 定」という。) をしようとするときは、収入の根拠及び所属年度、収入科目、納入す なければならない。 の収納が行われるときは、収入伝票。以下この節において同じ。)により決裁を受け べき金額、納入義務者等を明らかにした書類を添付した振替伝票 (調定と同時に収入 課長及び所長は、その所管に属する事項に係る収入の調査決定 (以下「調

2 事項を記入しなければならない。 課長及び所長は、前項の規定により決裁を受けたときは、予算執行整理簿に必要な

第十九条第三項を削る。

決算

当該調定に係る収入回議書」を「調定に係る振替伝票」に改める。 第二十条第一項中「とき(」を「ときは、」に、「除く。)は、 を「除き」 ľ

第二十一条の見出しを「 (振替伝票の確認)」 に改め、同条第一項中「当該収入回議

-26) 第二十四条を次のように改める。

を受けて、」を削り、同条に次の一項を加える。 第二十二条中「調定した」を「調定をした」に改め、「収入額異動回議書により決裁 書の」を「当該振替伝票に」に改め、同条第二項を削る。

第十八条の規定は、 前項の規定による調定について準用する。

第二十四条 課長及び所長は、調定をした後において、当該調定に係る収入の所属年 度、会計名又は予算科目に誤りを発見したときは、

(調定額以外の調定の更正)

第二十七条を次のように改める。 第十八条の規定は、 前項の規定による更正について準用する。

第二十七条 削除

報

第二十八条中「過誤納金還付回議書」を「支払伝票」に改める。

伝票 (現金の支払を伴う支出にあつては、支払伝票。次項及び第三十五条において同 第三十三条第一項中「支出回議書」を「債権者の請求書その他の書類を添付した振替)」に改め、同条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

2 必要な事項を記入し、当該振替伝票を企業出納員に回付しなければならない。 課長及び所長は、前項の規定により決裁を受けたときは、直ちに予算執行整理簿に

第三十四条を次のように改める。

第三十四条 削除

Щ

三十三条第二項」に、「当該支出回議書」を「当該振替伝票」に改め、同条第二項を削 第三十五条の見出しを「 (振替伝票の確認) 」に改め、同条第一項中「前条」を「第

第三十六条を次のように改める。

第三十六条 削除

ける職員の所属する事業所の長」を「総務課長」に改める 第三十七条第二項中「前項第五号」を「前項第六号」に改め、 同項の表中「支給を受

第四十二条中「企業出納員」を「課長又は所長」に改める。

第五十条を次のように改める

第五十条 削除

第六十六条の二中「、毎日」を削

第七十条中「返納回議書」を「収入伝票」 に改める

第七十九条及び第八十条中「翌日中」を「一週間ごと」に改める 第七十一条中「振替回議書又は収入回議書」を「振替伝票又は収入伝票」に改める。

> 始の日の前十日までに決裁を受けなければ」を「作成しなければ」に改める。 り、「を調査し、当該四半期ごとの」を「に基づき、」に、「作成し、当該四半期の開 第九十三条第一項中「課長及び所長から四半期ごとに提出された資料に基づき」を削

書により」に改め、同条第五項を次のように改める。 第九十五条第二項中「たな卸資産購入回議書に」を削り、「添えて」を「添付した文

じ。) により決裁を受けなければならない を添付した振替伝票(現金の支払を伴う場合にあつては、支払伝票。 課長及び所長は、前項の規定による通知を受けたときは、検査調書及び必要な書類 次項において同

第九十五条に次の一項を加える。

6

直ちにこれを更正しなければなら

業出納員に回付しなければならない。 課長及び所長は、前項の規定により決裁を受けたときは、直ちに当該振替伝票を企

第九十六条第二項を削る。

上、当該たな卸資産出庫回議書」を「当該文書」に改め、同条第四項中「振替回議書」 該たな卸資産出庫回議書により当該たな卸資産を出庫することについての決裁を受けた 第九十九条第一項中「たな卸資産出庫回議書」を「文書」に改め、 同条第二項中「当

を「振替伝票」に改める。

第百九条第三項中「振替回議書」を「振替伝票」に改める

用権」の下に「、リース資産」を加え、同条第三号中「三 産」を加える。 第百十七条第一号中「船舶」の下に「、リース資産」を加え、 投資」の下に「その他の資 同条第二号中「 施設利

中「振替回議書により決裁を受けた上」 第百二十九条第二項中「固定資産所管替回議書」 を削る を「振替伝票」に改め、 同条第三項

第百三十二条第二項後段を削る。

第百三十五条中「第八条第二項」を「第十五条第二項」 に改める。

第百三十六条の前に次の章名を付する。

第六章の二 引当金

第百三十六条を次のように改める。

(退職給付引当金の計上方法)

第百三十六条 企業職員 (同日における退職者を除く。) が自己の都合により退職するものと仮定し た場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。)によるものとする。 退職給付引当金の計上は、 簡便法 (当該事業年度の末日において全ての

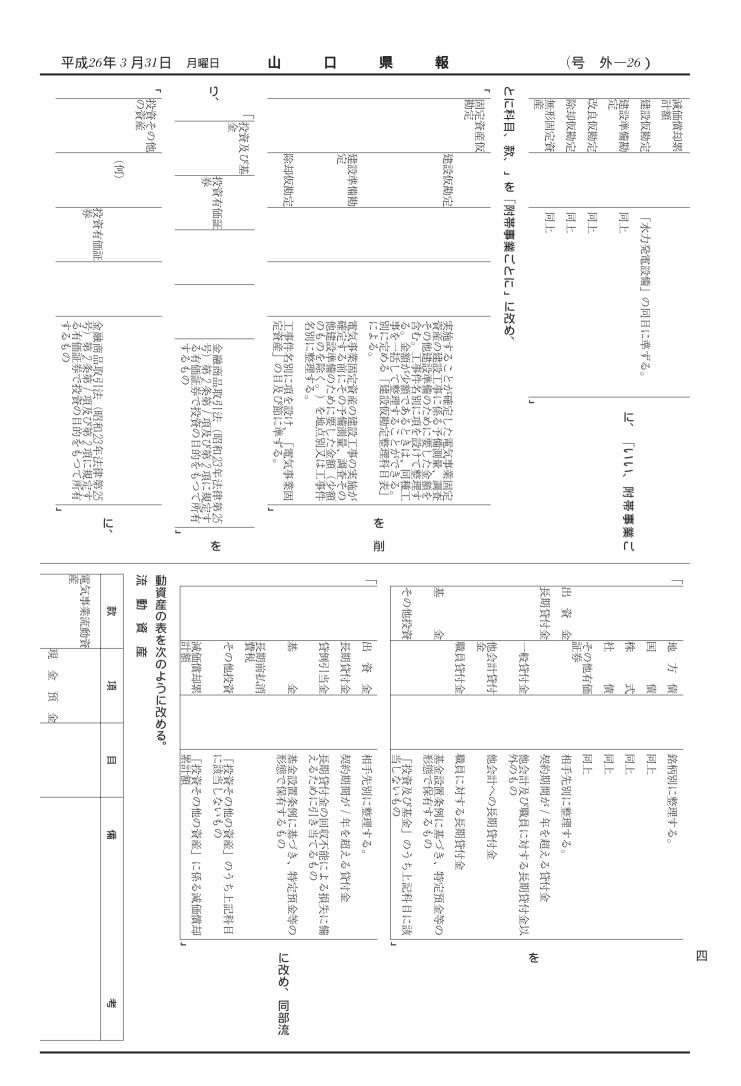
第百三十七条の四に次の一項を加える。

2

による 前項の予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、 間接法

ス資産

اثر



				票		悪	兵具	超			严	在	代具						#		
						*	壐	撫				亩	<u> </u>								
				*		=	3	負			旟]						$\overline{\mathbb{Z}}$		
						無貝	ШĶ	立				Ħ	ШÉ								
-	- Trans			**		田	₩ >	*			豊口	恭	(H)		ibal	_	V		(H)	4 bi	
前払消費税及び	画	燕	哥		未経過保険料 その他前払費用				华	_				9 Vp	事業	附带事業未収金	平	M.		浜	思
溢	1.6	11.	摸		温色				\\\	薨				(名)	74 74	#	務	業			
費利	金	算	貧		泉村				梊	严				#	*	業	#	#			
ŽŽ					除費					揻				の他未収金	外未収金	M	ZII	₩ I			
Š.	*	*	(#)	1.5 12m	英田	S	10 10	. 15.1	표미	晋口			tot Alfa		余	余	金	金		(H)	全
				物金品		前にな用お谷りと	現代要が	契終	規格である。	行る順。	ハーびさま年債が	一代を	表当のと	世			严	THI		貸す作品を	現札が金、携
				物品の購入金額で、日		前払賃借料、前払利息等一定の契約に従い継続的に役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対して支払われる対価で次年度中に費用となるもの	短期貸付金の回収不能に 引き当てるもの	契約期間が	\$ \frac{1}{2}	貯蔵品の る。	いまだ使用に供されていない材料並びに耐用年数/年未満又は取得価額/0万円未満の工具、器具及び備品(固定資産の建設改良に使用するため取得されたもので建設仮勘定に属するものを除く。)	一時的所有を目的とする有価証券(差入保証金の代用として提供されたもので短期内に返却されるものを除く。)	未収金の回収不能に 当てるもの	固定資産売却代金等上記以外の未収金	「事業外収益」	[附帯事業収益]	「財務収益」の各科目に係る未収金	「営業収益」		貸借対照表日から起算して する定期預金、普通預金等	現金、当座預金、支払期限の到来した公社債の利札、小切手、郵便貯金銀行が発行する為替証書及び振替払出証書等
				華人		借の務る	付で金子	間分	及び品質が特殊な もの	9	使満しも用入目の	所し除者でく		產清	74	茶	叔			照期表別	当切払
				入、工事の請負等に際し 前払費用に属しないもの		料料の無対の	6-3	_	經	74	『は定で	を提。	長り	陸掛	XX AX	如湯	EVA L			受日金	直, 道
				工費		前をしおぎて	回回	年以内の貸付金	が発	特殊品以外の	供取資産される	田供	作	£31		進	Q /	の各科目に係る未収金		1 3 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	金郵費
				STE O		利け支	K	丛	採	품	と扉音成れ価の仮	75	1	华	の各科目に係る未収金		茶	***		が起	支野
				請属		息る払) 33E	2	42	<i>\$</i> .	で額建勘	すた	9-	F	季	格) 	\square		算河	払金
				真っ等な		手易り一合れ	9+		80T.	3	への改訂を万政に	10-10 有C	る損失に備えるために引き	ZZ.	1	の各科目に係る未収金	に廃	深		と等	明明限代
				5		定、る	よる損失に備え	*	a	œ	い円良属	重欠	(米)	<i>₹</i>	庥	121	97	2		_	6.5
				祭るしの		のハヴ奏ま値	損失			Q 153	才未ごすを潜復る	を 連 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 世	ご金	7	₩ #	系名	#	#		年以内に期限が到来	到路 来行
						約だで	Ę		用途が特定	魚	並の用も	, <u>Z</u>	74	\(\frac{1}{2}\)	\(\frac{1}{2}\)	#	(H)	(H)		Ē	40
				て前払い		に提欠役住在	浦く		多	類男	び工すのに見るる	新に入説	25			<u> </u>					たる と素
				77		いさ度			完	75	耐、大條	兵型保証	8			NY				頻	2.番
				OX.		継れ中継の	るために		N X	を種類別に整理す	用器めく	調な	に号							表え	重量
				れた		釣い費	512		Z	4	数及得入	621	O.H							張	利政
_						·															
													Г								
										電気事債	匝	目表	別								
										4111	> ıı	2	2								

負債勘定の部及び資本勘定の部を次のように改める。 !表の電気事業勘定科目表資産勘定の部繰延勘定の表を削り、 その他流動資産 特定収入仮払消費税及び地方消費税及び地方消費税 仮払消費税及び 地 方 消 費 税 |その他流動資産| 上記以外の流動資産 未収収益の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの 別表の電気事業勘定科

#

₩ |

¥

一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合に既に提供した役務に対していまだ支払を受けていないもの

当

4 汽 費

稅

垂

Б

Ш÷ 金

副 負 湩

盒

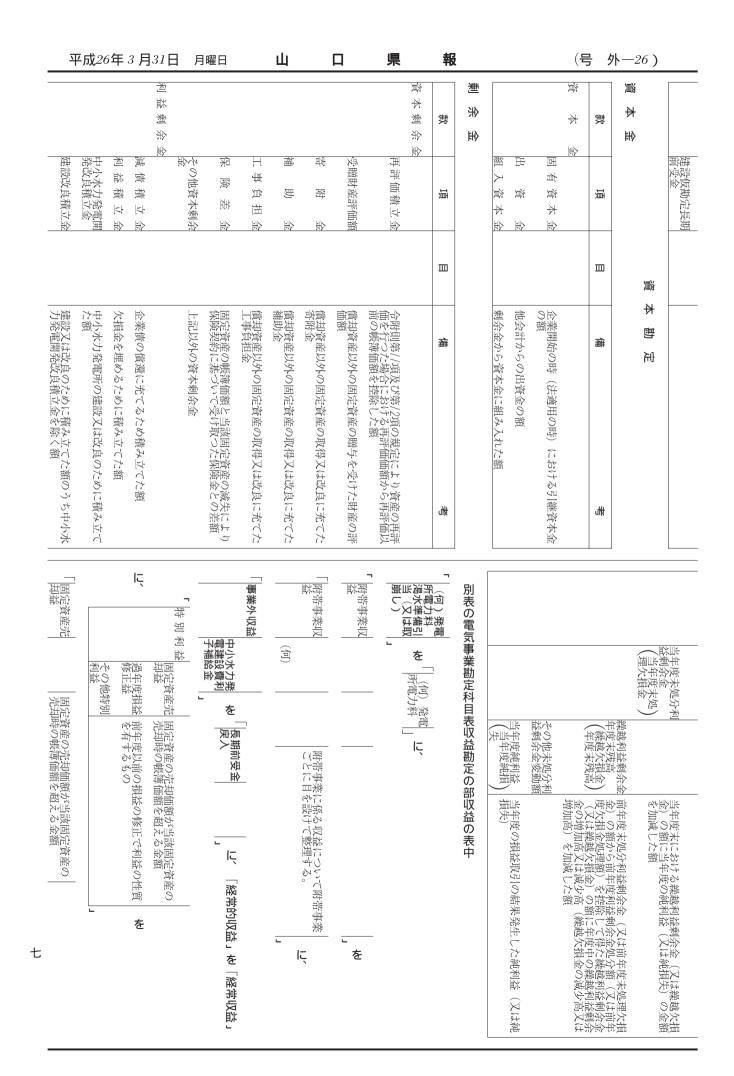
氲

刨 卍

							電気事業固定負 債	赤欠
リース債務			他会計借入金			企 業 債		頂
	その他の長期借 入金	建設改良費等の 財源に充てるた めの長期借入金		その他の企業債	建設改良費等の 財源に充てるた めの企業債			ш
ファイナンス・リース取引におけるリー	建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金(/年内に返済期限の到来するものを除く。)	建設改良費等の財源に充てるために他の会計か繰り入れた借入金 (/年内に返済期限の到来すものを除く。)		建設改良費等以外の財源に充てるために発行する 企業債 (/年内に償還期限の到来するものを除 く。)	建設改良費等(建設若しくは改良に要は地方債に関する省合(平成/8年総系り、第2条に規定する公営企業の建設要する経費に規定する経費をいう。以下財源に充てるために発行する企業債(該事業年度の末日の翌日から起算して日をいう。以下同じ。)に償還期限の3のを除く。)			補
リース債務	がに他の会計機関の到来	の会計からの到来する		いに発行する るものを除	する なる。 経を企べ の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、			妣

五

平成.	26年3	月31日	月月	曜日			Щ			1	ļ	果		報					(두	1 /	≯ }−2	6)	
														電気事業流動負 債	赤欠	流動負							
未払費用		未 払 金	リース債務				J =	帕会計件 7. 全			H K		一時借入金		頂		その他固定負債					71	\
	営業未払金その他未払金		71)	入金	アの帝の 専盟語	対源に充てるための長期借入金	神界中 岩塚で		その他の企業債	めの企業債	開設改良費等の	,,,	, ,		ш		,,,	その他引当金		特別修繕引当金	THE TOTAL THE SECTION OF THE SECTION		
	営業活動に係る通常の取引により発生する未払金 固定資産等購入代金の未払額等上記以外の未払金	特定の契約等により既に確定している短期的債務でまだその支払を終わらないもの(未払費用に属するものを除く。)	/ 年内に支払期限の到来するファイナンス・リー ス取引におけるリース債務	源に充てるために他の会計から繰り入れた借入金	/ 年内に	「生にもは物味の利米」の経典及びは見からない、に充てるために他の会計から繰り入れた借入金			/ 年内に償還期限の到来する建設改良費等以外の 財源に充てるために発行する企業債	「し」、多に必に出口との用米属	/ 年内に償還期限の到来する建設改良費等の財源 / ボイストめに発行する企業債		借入金等で貸借対照表日から起算して / 年以内に 返還又は支払を要するもの		齑		上記以外の固定負債		で言く、ロイン 62111月 (7年12年2月でから万以外のものを深く。)	数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に借うて計トナス目业会(/年内に信用される目	当及び退職一時金の支払に充てるための引当額(/年内に使用される見込みのものを除く。)		(/ 年内に支払期限の到来するものを除く。)
		薬	1																				
長期前受金収益 化累計額		長期前受金	<u> </u>				その他流動負債									引 当 金		声 少 以 溢			前受金		
			仮 受 金	給与費集中	預り有価証券	預り金		その他引当金		特別修繕引当金	修繕引当金		法定福利費引当	賞与引当金	THE THE PROPERTY.	·银聯給什引坐全			その他前受金	営業前受金		その他未払費用	営業未払費用支 払利息
場合におけるその練入金の額	場合におけるその交付を受けて金額に相当する額及び償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債の元金の償還に要する資金に充てるため一般会計又は他の特別会計から縛入れを行つた	貸却資産の取得又は改良に充てるための補助金、 負担金その他これらに類するものの交付を受けた					預り金、預り有価証券等上記以外の流動負債		に備えて計上する引当金のうち / 年内に使用される見込みのもの		、別有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上する引当金		翌事業年度に支払う法定福利費のうち当年度負担 相当額を見積もり計上する引当金	· 翌事業年度に支払う賞与のうち当年度負担相当額を見積もり計上する引当金	当及び退職一時金の支払に充てるための引当額の うち/年内に使用される見込みのもの	てキドコ目棚とけら脚左ジイこと,キサ本灯	П	前受利息、前受賃借料等一定の契約に従い、継続的に企業の担任を行う事へ、いまだ担任していた。	固定資産の売却代金等上記以外の収入の前受額	: 「営業収益」の各科目に係る前受額	契約等により既に受け取った対価のうちいまだそ の債務の履行を終わらないもの		

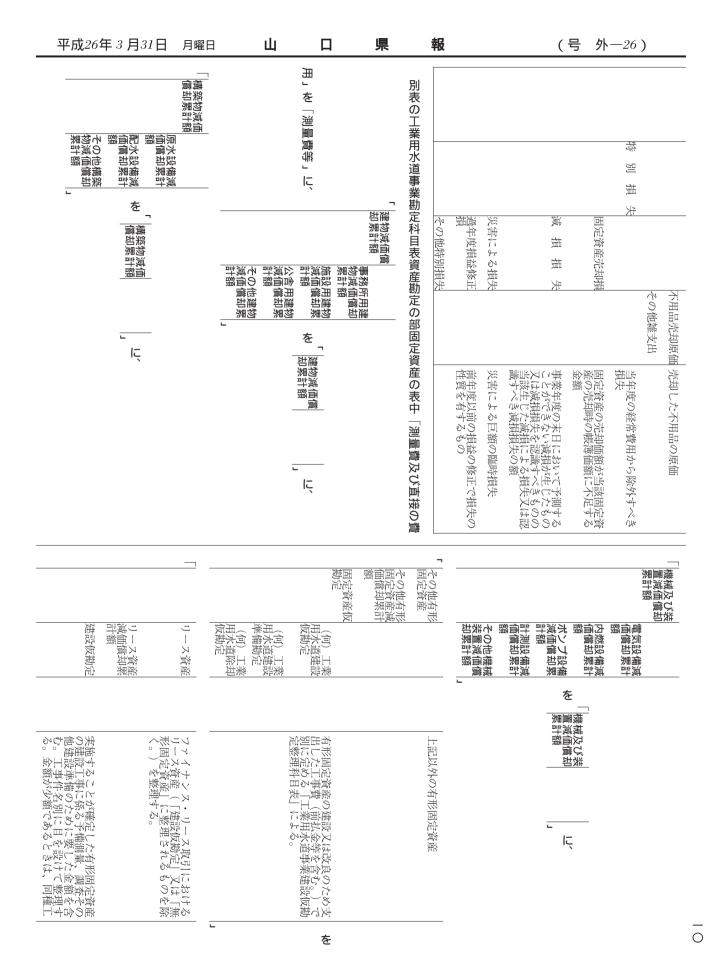


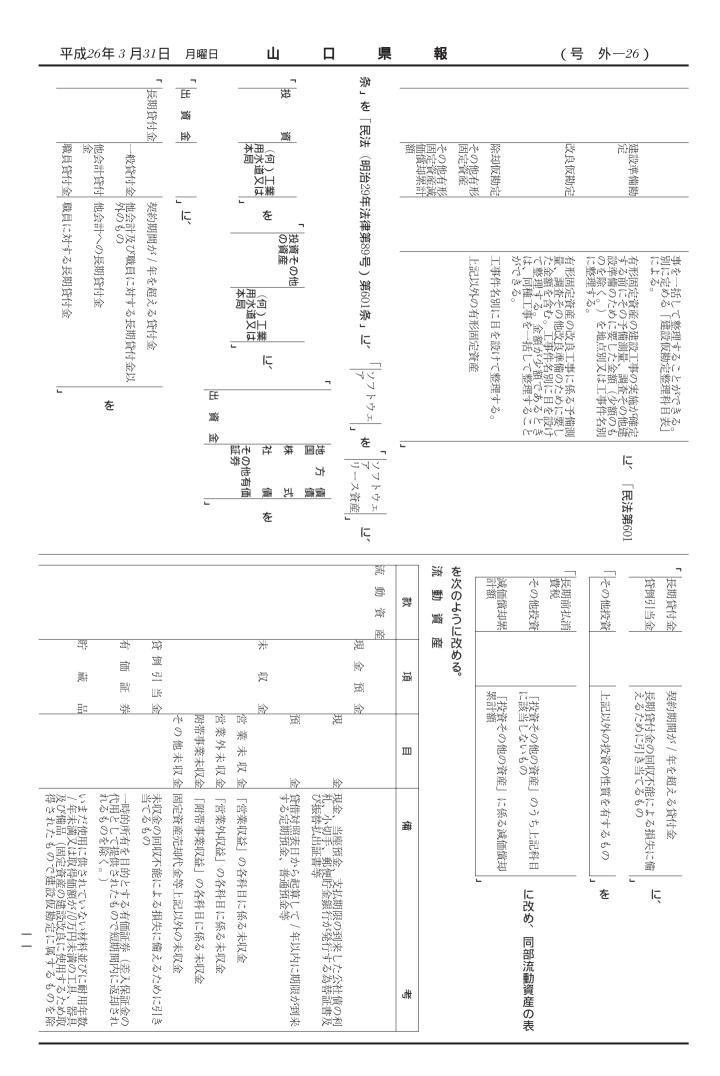
至0/

	一般省																					
	曾 理																					
	典																					
>	2	¥	共額	世	滅	柴油	そ入り倉	貸倒引	AK	ᠴ	X	Æ	徭	便	特別修繕引 繰入額	修繕引	極	蕉具	#	朱文	通	Ξ.
		州	有設	固定資)	亩		の原色			ᄣ					川人	善号					1	型
		南	重	海河	資		<u> </u>	账	選	保	立	油	償	L	離月	账	繿	审	数	=	運	製
:		\blacksquare	設備費分担	産除却費	进		- の他引当金編 、額	金額		窼					账	当余繰					萘	\forall
		类	<u> </u>	费	费	費	北	\succ	费	类	金	金	费	费	₩	\succ	費	类	类	类	費	費
事業の連串の主販に判連りる総括的業務に係る費用	「業務設備」に係る費用及び電気 「業務設備」に係る費用及び電気						その他の引当金として計上するた めの繰入額	貸倒引当金として計上するための 繰入額	会議に要する費用	事業用資産に対する損害保険料	国有資産等所在市町村交付金法 (昭和3/年法律第82号)の規定に 基づき市町に交付する交付金	共有施設維持管理費分担金及び関 係団体の会費分担金等	補償金、賠償金、補填金、見舞金 等	機械装置等の運転に必要な電力料 及び燃料費	特別修繕引当金として計上するた めの繰入額	修繕引当金として計上するための 繰入額	有形固定資産の維持修繕に要する 費用	借地料、借家料、自動車借上料等			はがき、郵便切手、電信電話料、 電話加入移転架設料、乗車船券 類、運送料等	印刷費及び製本費

Œ	頭	於	動	特録	修繕另	额	1	有风	#	朱权	ন	画	田田	光	滦	溢	紫	斌	誤	洴	崇	牟具	抗金点数	資館	#
描	额	源	力	特別修繕引 繰入額	躬 当金繰	繙	徸	莆	数	严	마	信運搬	題 製 本	熱水	举	挑品品	疸	職給付		定福利			法定福利費引 金繰入額	5引当金繰	
*	煮	患	鉪	当金	票人	ے	煮	並	並	챛	李	典	費	鉪	煮	煮	ے	転	煮	一	聖	$\forall \forall$	账		账
	職員の研修に要する費用	事業運営のため外部と交渉するた めに要する費用									広告、宣伝に要する費用							退職給付引当金として計上するための繰入額及び退職手当の支払に めの繰入額及び退職手当の支払に 当たつて不足が生じた場合の当該 不足額							

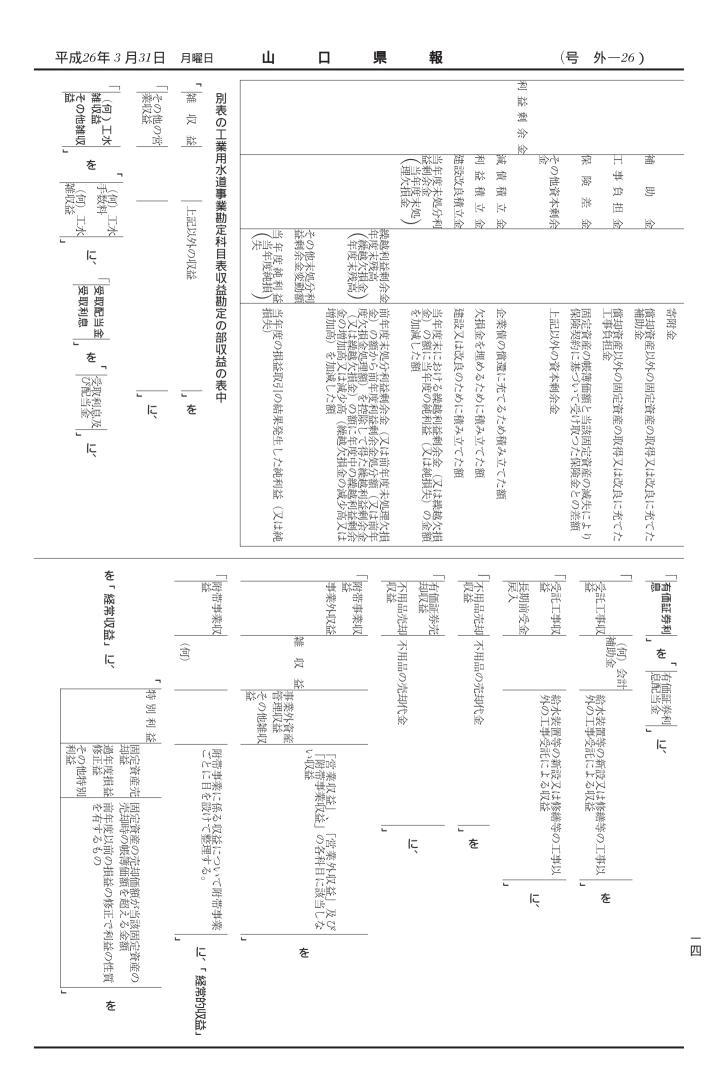
-				事業外費用		附帯事業費用								財務費用											
-		雑	受託工事費		(何)			企業債取扱諸費					支払利息			その他営業費用									
	事業外資産管理 費						企業債手数料及 び取扱費		雜 利 息	一時借入金利息	長期借入金利息	企業債利息			雑 支 出		共有設備費分担 額	固定資産除却費	減価償却費	雑	その他引当金繰 入額	貸倒引当金繰入 額	会 議 費	損害保険料	
九				「営業費用」、「財務費用」及び 「附帯事業費用」の各科目に該当 しない費用		附帯事業に関する営業費用につい て附帯事業ごとに目を設けて整理 する。	企業債の元金償還の都度支払う手 数料及び取扱費			、一時借入金に対する利息	長期借入金に対する利息	、企業債に対する利息				上記以外の営業費用									





	平成	26年	3月	3 <i>1</i> 日	月	曜日		Щ			県	;	報					(号	外	— 26)	
	固定負債	荥	固定負	道事業勘定科	別表の工業																	
金業貴		强	冲	道事業勘定科目表負債勘定の部及び資本勘定の部を次	用水道事業勘定科[雑 流	費税	大 中華	その他流動資産	質倒引当金	; ×		前	概	前	前払金	未経の他		前払費用	貸倒引当金	期貸	_
				及び資本期	日表資産勘	前資産	世紀など地方消費税及び地方消費税	仮払消費税及び 地 方 消 費 税 時合同 1 仮せ治				前払消費税及び 地方消費税	金払	算金	渡 資 金		未経過保険料そ の他前払費用					
		離			勘	上記以外の流動資産				未収収益の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの	光しては彼の進来に対していまだ支	7. 4 TH TH (4. TH TH) 1. TH 4 7. TH				物品の購入、工事の請負等に際して前払いされた 金額で、前払費用に属しないもの		ない役務に対して支払われる対価で次年度中に費 用となるもの	前払賃借料、前払利息等一定の契約に従い継続的 に冷霧の提供を受ける場合、いまだ提供されてい	短期貸付金の回収不能による損失に備えるために 引き当てるもの	契約期間が / 年以内の貸付金	^
						流動負	奈	流動負														
	他会計借入金			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	排 i	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	頂	順	その他固定負債				引 当 金	つー < 頂 筋	i 1 加			他会計借入金				
建設改良費等の	127	その他の企業債	財源に充てるための企業債	の寿春草を結割	193 k		ш		Numfit.	その他引当金	特別修繕引当金	退職給付引当金	1917	4)	8	その他の長期借入金	時源に充てるた めの長期借入金	() 建三元十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		その他の企業債	建設改良費等の 財源に充てるた めの企業債	
) / 年内に返済期限の到来する建設改良費等の財源		§ /年内に償還期限の到来する建設改良費等以外の 財源に充てるために発行する企業債	こに充てるために発行する企業債) / 年内に傷に間間の到来する種語の自費等の	-	借入余等で貸借対昭表日から起賃1.で / 年以内に	羅		上記以外の固定負債		教事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上する引当金(/年内に使用される見込みのものを除く。)	と 将来生ずることが予想される職員に対する退職手当及び退職一時金の支払に充てるための引当額 (/年内に使用される見込みのものを除く。)		(/年内に支払期限の到来するものを除く。	するものを除く。)	計 建設改良費等以外の財源に充てるために他の会計 から繰り入れた借入金(/年内に返済期限の到来) 年以来以具すらめばこれ、かために同じ云山が1 繰り入れた借入金 (/年内に返済期限の到来す) ものを除く。)	、「神治の神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神神		 建設改良費等以外の財源に充てるために発行 へ悪き / / 左声に停雪期間の到まますまで)建設改良費等の財源に充てるために発行する企業 ・ 價 (/年内に償還期限の到来するものを除く。)	

								是	E[X			画				来技			来 払	1) ー ス		
	その他引当金	1970年7日	特別 依緒日 本 今	修繕引当金	法定福利費引当金	賞与引当金	汉5/#377日1771 五五	金 不 1 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	推	その 街 声 承 金	営業 前 受 金	份	その他未払費用	支払利息	営業未払費用	費 用	その他未払金	営業未払金	付	債務	その他の長期借入金	財源に充てるた めの長期借入金
		次帯で下降ではたが助け、1分でもでかっていた。 に備えて計上する引当金のうち/年内に使用され る見込みのもの	おいて、その参議に備えて計上する引出金巻山戦年車と下に引出るこだされる時間の十枚簿	所有する設備等について、毎事業年度行われる通	翌事業年度に支払う法定福利費のうち当年度負担 相当額を見積もり計上する引当金	翌事業年度に支払う賞与のうち当年度負担相当額 を見積もり計上する引当金	が来主することができないる帳点に対する返帳子 当及び退職一時金の支払に充てるための引当額の うち/年内に使用される見込みのもの	土曜氏 2 十六、1 日曜 2 4 7 世代 1 4 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	前受利息、前受賃借料等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を行う場合、いまだ提供していない役務の対価の前受額	固定資産の売却代金等上記以外の収入の前受額	「営業収益」の各科目に係る前受額	契約等により既に受け取つた対価のうちいまだそ の債務の履行を終わらないもの				未払利息、未払賃借料等一定の契約に従い、継続的に役務の提供を受ける場合、既に提供を受けた 役務の対価の未払額	固定資産等購入代金の未払額等上記以外の未払金	営業活動に係る通常の取引により発生する未払金	特定の契約等により既に確定している短期的債務 でまだその支払を終わらないもの(未払費用に属 するものを除く。)	/年内に支払期限の到来するファイナンス・リー ス取引におけるリース債務	/年内に返済期限の到来する建設改良費等以外の 財源に充てるために他の会計から繰り入れた借入 金	に充てるために他の会計から繰り入れた借入金
				資本制統領	大	悪命			資本金	荥		論 対 除							藻 浜 収 萡			
	部 附 金	受贈財産評価額	再評 油 積 丛 瓮		頂		組入資本金	出資金	固有資本金	頑				建設仮勘定長期 前受金	長期則安無収益 化累計額				 ま よ よ			その他流動負債
												泗汾							×	給与費集中	預 り 金 預り有価証券	
=	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた	償却資産以外の固定資産の贈与を受けた財産の評価額	で所則第// 退及の第/2週の規定により貧産の再評価を行った場合における再評価価額から再評価以前の帳簿価額を控除した額	A 101 11 11 16 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	論		剰余金から資本金に組み入れた額	他会計からの出資金の額	企業開始の時 (法適用の時) における引継資本金の額	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		本 勘 定				いに大名詞の記述の場所を許から繋入れを行っため一般会計又は他の特別会計から繋入れを行った場合におけるその鞣入金の額	一個の	演型質屈の収存とは収良に尤いるにめの条負担金その他にれらに類するものの交付を通担金との他にれるに類するものの交付を通りませる。				預り金、預り有価証券等上記以外の流動負債
	.充てた	産の評	が再評に) 	₩				資本金	J wh						行った	がにいる記されていた。	選別が、まないない。	-			債



								工業用水事業費 用	荥	別表の工業用が	参加を発生を表現しています。	固定資産売却益
								業費用	頁	小道事業勘 記	画を手作	国定注 売却
								(何) 工業用水 道原水費	ш	止科目表費用 斯	要以前の損益のするもの	資産の売却価額 時の帳簿価額を
消 燃 光 印料 熱 剛 本 教 數 費 費 費 費 費	旅報	法定福利費	報質級企業	法定福利費引当 金繰入額	賞与引当金繰入 額	手	給料		部	記定の部費用の	前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの	固定資産の売却価額が当該固定資産の 売却時の帳簿価額を超える金額
事務及び工事用消 用年数/年未満又 円未満の器具、備 工事用、自動車用 費 電気、ガス、水道 印刷費及び伝票、	旅費に関する規程等に基づいて職員等に支給する旅費 報償金、奨励金等	事業主負担の健康保険料、厚生年 金保険料、失業保険料、労災保険 料及び労務災害補償費等	臨時職員及び人夫の賃金 臨時又は非常勤の顧問、嘱託員等 に対する報酬	法定福利費引当金とし ための繰入額	賞与引当金として計上す 繰入額	職員の扶養、時間外勤務、 び勤勉手当等の諸手当	職員の本給	原水の取入れ並びに取水設備の維 特及び作業に要する費用	備	工業用水道事業勘定科目表費用勘定の部費用の表を次のように改める。	に改め、	: <u>9</u>
非品費並びに耐 は取得価額/0万 品費 及び採暖用燃料 及び採暖用燃料 料金等 帳簿等の製本費	基づいて職	料、厚生年 労災保険 等	金、嘱託員等	て計上する	するための	務、期末及		水設備の維 用	妣	් ව		

	然系		(何) 工 道配水費																				
	基		業用水			==:	**		A-1204		1.84	41			→ -	Veril	26.12	702			10	1.181	
		「原し、		材料ラ	資産	滅ョ	雑	その危人 独	貸倒引 額	A)	E[K	進半	X	S	補	動	特別修繕引 繰入額	修繕引 額	蓹	魚具	#	紩	通
		[原水費] じ。)		料壳却原	滅 耗	貸却		その他引当金繰 へ額	川当金繰	義	*	保険	在	描	絙	力		二当金繰	쑒	亩	数	1	運搬
		7		角	費	貴	費	京蘇	学	截	費	类			費	費	金金	学	費	类	粪	类	典过
一五	事業活動の全般に関連する費用及 び料金の調定その他の業務に要す		送配水設備の維持及び作業に要す る費用	売却した材料の原価				その他の引当金として計上するた めの繰入額	貸倒引当金として計上するための 繰入額	会議に要する費用	原水の受水に要する費用	事業用財産に対する損害保険料	国有資産等所在市町村交付金法の 規定に基づき市町に交付する交付 金	共有施設維持管理費分担金及び関 係団体の会費分担金等	補償金、賠償金、補填金、見舞金 等	機械装置等の運転に必要な電力料 及び燃料費	特別修繕引当金として計上するた めの繰入額	修繕引当金として計上するための 繰入額	有形固定資産の維持修繕に要する 費用	借地料、借家料、自動車借上料等			はがさ、郵便切手、電信電話料、 電話加入移転架設料、乗車船券 類、運送料等

	X	動	特別修繕引 繰入額	修繕引当金繰〕 額	依	徭	任具	#	朱女	7	闽	H	光	紊	油	掛	斌	族	洪	類	往貝	法定福利費引 金繰入額	賞額	#	绺	
			影響	善月								型	熱		糕		蝦		定			官泉福入	Ĵ-J			
	然所	力	籬	IK.	繙	魲	垂	数	Thu.	Πŀ	\equiv	數		类		河	諮		福			利額	账			
			<u>"</u>	邻							燕	\forall	\Rightarrow		품ㅁ		立		州			男	与引当金繰			
_	費	費	(#)		費	費	챛	类	챛	类	費	費	費	費	費	費	患	費	費	朢	金	账	<u> </u>	胀	类	
_	事業運営のため外部と交渉するた めに要する費用									広告、宣伝に要する費用							退職給付引当金として計上するための繰入額及び退職手当の支払に あの繰入額及び退職手当の支払に 当たつて不足が生じた場合の当該 不足額									る費用

	附带事業費用												営業外費用												
(何)				雑 支 出	受託工事費		企業債取扱諸費					支払利息		その他営業費用	受託工事費										
		その他雑支出	不用品壳却原価		·	企業債手数料及 び取扱費	•	雑 利 息	一時借入金利息	長期借入金利息	企業債利息				·	資産減耗費	減価償却費	雑費	その他引当金繰 入額	貸倒引当金繰入 額	会議費	損害保険料	交 付 金	分担金	研修費
	附帯事業に関する営業費用につい て附帯事業ごとに目を設けて整理 する。		売却した不用品の原価		給水装置等の新設又は修繕等の受 託工事以外の受託工事に要する費 用	企業債の元利償還の都度支払う手 数料及び取扱費			一時借入金に対する利息	長期借入金に対する利息	企業債に対する利息			上記以外の営業費用	給水装置等の新設又は修繕等の受 託工事に要する費用										職員の研修に要する費用

なお従前の例によ

平成二十六年三月三十一日発行平成二十六年三月三十一日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県庁